

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。）第六十八条の五第一項の規定に基づき、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において「無料低額宿泊所」とは、生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を主たる目的として行う施設であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。

- 一 次のいずれかに該当すること。

イ 入居の対象者を生計困難者に限定していること（生計困難者に限定して入居を勧誘している」と認められる場合を含む。）。

ロ 入居者の総数のうちに生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）の数の占める割合がおおむね五十パーセント以上であり、かつ、居室の利用に係る契約が建物の賃貸借契約以外の契約であること。

ハ 入居者の総数のうちに被保護者の数の占める割合がおおむね五十パーセント以上であり、かつ、利用料（居室の使用料及び共益費を除く。）を受領してサービスの提供を行うこと（人的関係、資本関係等において当該施設と密接な関係を有する事業者がサービスの提供を行う場合を含む。）。

二 居室の使用料が無料又は生活保護法第八条第一項に規定する厚生労働大臣の定める基準（同法第十一条第一項第三号に掲げる住宅扶助に係るものに限る。）に基づき算定した額以下の額であること。

(一般原則)

第三条 無料低額宿泊所は、入居者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営

むことができるよう、現に住居を求めている生計困難者につき、無料又は低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要なサービスの提供を適切かつ効果的に行わなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立ってサービスの提供を行うよう努めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、無料低額宿泊所が一時的な居住の場所であることを鑑み、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、入居者が独立して日常生活を営むことができるかどうかについて常に把握しなければならぬ。

4 無料低額宿泊所は、独立して日常生活を営むことができることを認められる入居者に対し、当該入居者の希望、退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な援助に努めなければならない。

5 無料低額宿泊所は、地域との結び付きを重視した運営を行い、県、市町、生計困難者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスの提供する者との連携に努めなければならない。

6 無料低額宿泊所の構造設備には、日照、採光、換気その他入居者の保健衛生及び安全について十分な考慮を払わなければならない。

(規模)
第四条 無料低額宿泊所は、五人以上の人員を入居させることができる規模を有しなければならない。

(設備)

第五条 無料低額宿泊所の建物は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）及び消防法（昭和二十三年法律第八十六号）の規定を遵守するものでなければならない。
2 無料低額宿泊所は、消火器の設置及び自動火災報知設備等の防火に係る設備の整備に努めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、居室、炊事設備、洗面所、便所、浴室及び洗濯室又は洗濯場（以

下「居室等」という。)を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該無料低額宿泊所の効果的な運営を期待することができるときは、居室等に対するサービスの提供に支障がないときは、居室等の一部を設けないことができる。

4 無料低額宿泊所は、必要に応じ、共用室、相談室、食堂その他の施設の円滑な運営に資する設備を設けなければならない。

5 第三項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。

6 無料低額宿泊所の設備は、専ら当該無料低額宿泊所の用に供するものでなければならぬ。ただし、入居者に対するサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

(職員)

第六条 無料低額宿泊所には、施設長及び規則で定める員数の職員を置かなければならない。

(施設長等の資格)

第七条 施設長は、法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業又はこれに類する事業に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 無料低額宿泊所は、職員が法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者となるよう努めるものとする。

3 無料低額宿泊所は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者を職員(施設長を含む。以下同じ。)その他の当該無料低額宿泊所の運営に携わる者としてはならない。

(非常災害対策)

第八条 無料低額宿泊所は、消火器、非常口その他の非常災害に対する必要な設備を設けるとともに、周辺の地域の環境及び入居者の特性等に応じて、地震、風水害、火災

その他の災害が発生した場合における安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた防災計画（以下「施設内防災計画」という。）を策定しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、施設内防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制並びに入居者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、これらの体制について定期的に職員及び入居者等に周知するとともに、市町等との連携協力体制を整備しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、非常災害に備えるため、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めなければならない。

4 前項の訓練のうち、避難、消火及び救出の訓練は、一年に一回以上行わなければならない。

5 無料低額宿泊所は、前二項の訓練の結果に基づき、施設内防災計画の検証及び必要な見直しを行わなければならない。

（重要事項の説明等）

第九条 無料低額宿泊所は、サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制、当該サービスの内容及び費用その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した書面の交付等をして説明を行い、居室の利用に係る契約とそれ以外のサービスの提供に係る契約をそれぞれ書面により締結しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の契約の締結に際し、入居申込者に対し、保証人を立てさせてはならない。当該契約を更新するときも、同様とする。

（衛生管理等）

第十条 無料低額宿泊所は、入居者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、感染症、食中毒又は害虫の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（秘密を守る義務）

第十一条 無料低額宿泊所の職員又は職員であつた者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。

2 無料低額宿泊所は、職員又は職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。

(苦情の処理)

第十二条 無料低額宿泊所は、入居者又はその家族からの苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならぬ。

(事故の防止等)

第十三条 無料低額宿泊所は、事故の発生又は再発を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県及び当該入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 無料低額宿泊所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

(サテライト型住居の設置)

第十四条 無料低額宿泊所は、本体となる施設(入居定員が五人以上十人以下のものに限る。以下この条において「本体施設」という。)と一体的に運営を行う附属施設であつて、利用期間が原則として一年以下のもの(入居定員が四人以下のものに限る。以下「サテライト型住居」という。)を設置することができる。この場合において、本体施設及びサテライト型住居の入居定員の合計は、規則で定める人数以下でなければならない。

2 サテライト型住居は、本体施設と一体的にサービスの提供を行うことができる位置に設置する等入居者に対するサービスの提供に支障がないものとしなければならない。

い。

3 第五条第二項から第四項までの規定は、サテライト型住居ごとに適用する。

4 前三項に規定するもののほか、サテライト型住居の設置に関し必要な基準は、規則で定める。

(規則への委任)

第十五条 この条例に定めるもののほか、無料低額宿泊所の運営に関する必要な基準は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第十四条の規定は、令和四年四月一日から施行する。